

商店街・小売市場等 支援制度について

令和7年12月

神戸市経済観光局商業流通課



1. 支援制度を利用する商店街・小売市場等とは

(1) 神戸市内の商店街・小売市場（※1）であること

※1：「商店街・小売市場」とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- ① 商店街振興組合法に規定する**商店街振興組合**または商店街振興組合連合会
- ② 中小企業等協同組合法に規定する**事業協同組合**または協同組合連合会
- ③ **①または②に掲げる団体に準ずる非営利法人**で、定款などを定め概ね15以上の構成員で組織される団体
- ④ **①または②に掲げる団体に準ずる任意の商業者団体**で、規約などを定め概ね15以上の構成員で組織され、相当の事業実績を有する（※2）団体
- ⑤ **①から④までの団体で構成される連合体**

※2：「相当の事業実績を有する」とは、当該団体が設立後1年以上経過しており、様々な活動をしていることが認められることをいう。

(2) 商店街・小売市場を中心とする一定地域の関係者（居住者・商業者など）が集まって組織し、継続的に当該地域の活性化を目的とする活動を行う**地域団体**

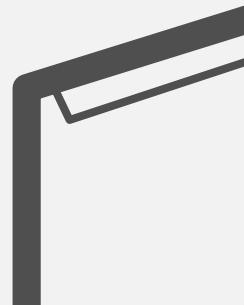
2. 支援制度の概要



地域商業活性化
支援事業



共同施設建設等
補助事業



街路灯電力料
補助事業



商店街・市場
応援隊派遣事業

商店街・小売市場が
主体的に企画・実施
する事業を支援

アーケード・街路
灯・防犯カメラなど
共同施設の新設・改
修・撤去を支援

商店街・小売市場が
設置管理する街路灯
などの電力料を支援

様々な知識・経験お
よび専門的なスキル
を持った応援隊員が、
商店街・小売市場の
取り組みを支援

① 地域商業活性化支援事業

● 事業目的

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」を目指して、商店街・小売市場が主体的に企画・実施する事業を支援し、**まちの魅力とにぎわいの創出**を図る

● 補助メニュー 一覧

	一般型	販路拡大型	空き店舗活用型
補助率	1/2 以内	1/2 以内	2/3 以内
補助限度額	100 万円	200 万円	300 万円
補助対象事業	当該年度内に完了する事業 (例) ・にぎわいイベント ・魅力発信 ・組織強化、計画策定 ・熱中症対策 など	宅配、送迎、インターネット販売、展示会への出店など 販路拡大 につながる事業	空き店舗・区画を活用し、地域商業の活性化につながる事業

※ 3年計画型は、令和6年度以前の採択団体のみ利用可能であるため割愛

② 共同施設建設等補助事業

概要

快適な商環境づくりのために、アーケード・街路灯・防犯カメラなど、共同施設の改修等に要する費用を補助

対象事業

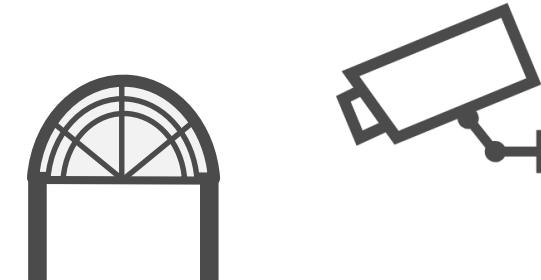
- ① 共同施設の「新設」「改修」「撤去」
- ② 商店街・小売市場が保有する財産であること
- ③ 1工事の総事業費(消費税を除く)が100万円以上
※撤去、防犯カメラの新設・改修は50万円以上

対象施設

アーチ アーケード 街路灯 冷暖房設備 会館・集会室
カラー舗装 駐輪駐車場 ※来街者の利用に供するもの 休憩施設
コミュニティ施設 利便施設（インフォメーション、共同トイレ等）
ストリートファニチャー（モニュメント、彫刻等）
防犯カメラシステム など

補助率

補助対象経費の **1 / 3** 以内



補助限度額

600万円 ※撤去は700万円

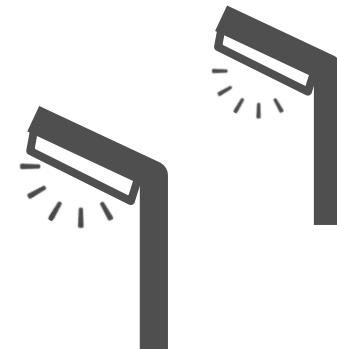
③ 街路灯電力料補助事業

概要

商店街・小売市場の発展と地域の安全確保を図るため、団体が設置・管理する街路灯など（共同施設）の電力料を補助

対象施設

- ① 街路灯（道路上の独立柱）
- ② アーチ（照明付）
- ③ 日よけ（照明付）
- ④ アーケード（照明付）



補助要件

- ・道路占用許可を受けていること
- ・団体が電力料を負担していること
- ・団体において適切な維持管理が行われていること
- ・神戸市街灯助成金（建設局）を受けていないこと

2,000円 × 街路灯数

- ▶アーチは道路を横断するものを2灯、それ以外は1灯と計算
- ▶日よけ・アーケードは**20m²**につき1灯と計算

補助金額

商店街・市場応援隊派遣事業

事業目的

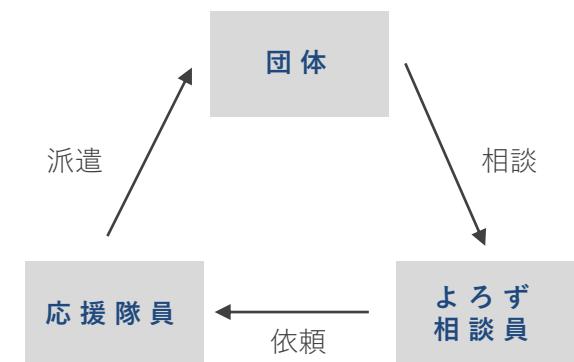
市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化

事業内容

- ・様々な知識・経験及び専門的スキルを持った「応援隊員」が団体の様々な課題に応じた支援を行う
- ・「よろず相談員」が様々な相談にワンストップで対応

負担金

6,000 円／回 ※令和7年度の負担金額

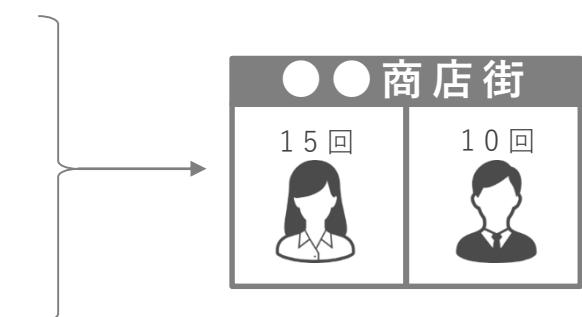


派遣回数

派遣上限 **25**回／1団体

※同一応援隊員の同一団体への派遣は

15回／年度まで、**通算3年**まで



4. おねがい

- 商業流通課では、P.1で定義される商店街・小売市場等を各団体からの届出を基に管理しています。
- つきましては、次のような状況が生じた際は、各種届出をしていただきますようご協力をよろしくお願いします。

1. 届出内容に変更（※）があったとき

2. 解散したとき

3. 商業流通課の各種支援制度を利用する予定がなくなったとき

※届出内容の変更とは

団体名、代表者、事務担当者、連絡先（電話・FAX・メールアドレス）

資料の送付先などの変更をいいます。

- 各種届出の様式は、市のホームページに掲載しています。



こちらから
各種届出様式が
ダウンロードできます

神戸市 商店街施策

検索



※「届出関係」欄をご覧ください。

5. さいごに

- ご自身の団体が、P. 1 のどの定義に当てはまるのか
- 各種補助制度の詳細を教えて欲しい
- 継続意向確認調査票の回答の仕方がわからない

など、ご質問・ご不明な場合は商業流通課までお気軽に
お問い合わせください。

各地区担当者が全力でサポートします！



【問い合わせ先】

神戸市経済観光局商業流通課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階

TEL：078-984-0343 FAX：078-984-0345

e-mail：shogyo@city.kobe.lg.jp